

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(疾病・感染症対策室)	一
○特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則	(同)	二
○特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則	(同)	二
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	四
○海岸保全区域の指定	(水産業基盤整備課)	六
○県道の路線変更	(道路課)	六
○道路の区域変更	(同)	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	九
○都市計画事業の認可(三件)	(同)	九
○財政状況の公表	(財政課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁教育企画室)	一〇
人事委員会		

規 則

○人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	一
収用委員会	
○国道四十五号立沢事件裁決手続開始決定	一
○国道四十五号立沢事件審理の開始	一
○国道四十五号立沢事件公示による通知	一七
○鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件公示による通知	一八

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則(平成二十二年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項口中「特定疾患に係る訪問看護費用交付規則」を「指定難病等に係る訪問看護費用交付規則」に改め、同項ハ中「特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則」を「指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「政令」という。」を削る。
第二条の三を次のように改める。

第一〇九条 三 三
様式第三号の二から様式第三号の四までを次のように改める。
様式第三号の二から様式第三号の四まで 削除

附 則

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の前日に改正前の児童福祉法施行細則第二条の三第二項の規定により承認の申請を行った者であつてこの規則の施行の際承認をしようかか決定がされていないものに係る児童福祉法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患に係る訪問看護費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則

第一条中「をしている」の下に「指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）」を、「当該」の下に「指定難病又は」を加える。

様式第一号中

病 患 名	特 定 疾 患 名	特 定 疾 患 名
-------	-----------	-----------

を

指定難病名 又は 特定疾患名	医療費（指 定難病）医療 給付者番号又 は医療費給 付者番号	「特定疾患に係
----------------------	--	---------

る訪問看護費用交付規則」や「指定難病等に係る訪問看護費用交付規則」に改める。
様式第一号中「訪問看護費用交付規則」や「指定難病等に係る訪問看護費用交付規則」に

病 患 名	特 定 疾 患 者 医療費 給付者番号	を
-------	---------------------------	---

指定難病名 又は 特定疾患名	指定医療費（指 定難病）医療 給付者番号又 は医療費給 付者番号	に改める。
----------------------	--	-------

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則

第一条中「この規則は、」の下に「指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）、小児慢性特定疾病（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）又は」を加え、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患（同条に規定する当該疾患の状態が当該疾患

ごとに厚生労働大臣が定める程度にあるものに限る。及び」を削り、「児童等のうち」を「者のうち、指定難病、小児慢性特定疾病又は」に改め、「診療所」の下に「指定難病の治療にあつては難病法第五条第一項に規定する指定医療機関に限り、小児慢性特定疾病の治療にあつては児童福祉法第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に限る。」を加える。

第二条中「児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）第二条の三第一項の承認」を「難病法第七条第一項に規定する支給認定、児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定」に改める。

第五条第一項第一号中「児童福祉法施行細則第二条の三第一項の承認」を「難病法第七条第一項に規定する支給認定、児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定」に改める。

様式第一号中「特定疾患の」を「**医療受診券の有効期間**」を

「**医療受給者証の有効期間**」を「特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券」を「特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定疾患医療費医療受給者証又は特定疾患医療受給者証」に改める。

費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定疾患医療費医療受給者証又は特定疾患医療受給者証」に改める。

様式第二号中「特定疾患」を「指定難病等」に改める。

様式第三号中「特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券」を「特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定疾患医療費医療受給者証又は特定疾患医療受給者証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成二十六年宮城県規則第八十七号）附則第二項の規定により従前の例により同規則による改正前の児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）第二条の三第一項の承認を受けた者に係る指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定によ

り産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社サユウ宮城

2 所在地 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目二十九番三十号

3 代表者の氏名 代表取締役 佐藤 勇輝

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町まいの三丁目二番一、二、三、四、五

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の

廃プラスチック類の破碎施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

六 申請年月日

平成二十六年十二月十一日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年二月二日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十七年二月十七日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第千四十八号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九〇〇一一〇	アースサポート多賀城 多賀城市伝上山三丁目一番地二十八号	居宅介護 重度訪問介護	アースサポート株式会社	平成二十七年一月一日
○四一二六三〇〇三〇	アイエスエフネット 宮城県松島町高城字 町七十七	就労移行支援 就労継続支援A型	株式会社アイエスエフネット トライフ	平成二十七年一月一日
○四一二六三〇〇四八	クリエイティブ笑未 宮城県松島町松島字 陰ノ浜九番地の一	就労継続支援A型	株式会社クリエイティブ笑未	平成二十七年一月一日

○宮城県告示第千四十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
 別表のとおり

二 認可年月日

平成二十六年十二月二十六日

別表

受付番号	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
			賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地

26-0001	能谷 繁寿	角田市角田字南四八	角田市角田字大沼二六一番ほか三筆
26-0002	能谷 繁寿	角田市角田字南四八	角田市角田字大島北五七番一ほか一筆
26-0003	櫻場 正弘	角田市横倉字新田一六四番一	角田市豊室字川南六九番ほか六筆
26-0004	櫻場 正弘	角田市横倉字新田一六四番一	角田市豊室字豊里一〇二番一ほか四筆
26-0005	大田 利夫	角田市筈島字岩ノ花二一四一	角田市横倉字高森七二番ほか二筆
26-0006	櫻場 弘	角田市横倉字新田一七	角田市横倉字左間四〇番ほか四筆
26-0007	櫻場 弘	角田市横倉字新田一七	角田市横倉字宮西九番ほか四筆
26-0008	菊地 一夫	角田市岡字大在家内二二	角田市岡字川南一八一番ほか二筆
26-0009	柴崎 啓二	角田市小田字戸ノ内一	角田市小田字大原二二番五四ほか六筆
26-0010	小丸 弘一	角田市小田字鹿島五八	角田市小田字一里壇四二番ほか六筆
26-0011	門馬 希道	角田市島田字今泉一〇七	角田市島田字君内一〇六番ほか四筆
26-0012	門馬 希道	角田市島田字今泉一〇七	角田市島田字君内七二番ほか四筆
26-0013	門馬 希道	角田市島田字今泉一〇七	角田市島田字君内一六四番ほか一筆
26-0014	森 勝宏	角田市尾山字荒町五二番一	角田市尾山字高橋一二七番ほか二筆
26-0015	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北湯甲一〇四番	角田市尾山字校前七六番ほか四筆
26-0016	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北湯甲一〇四番	角田市尾山字山入九八番ほか二筆
26-0017	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北湯甲一〇四番	角田市島田字宝作一〇二番一ほか七筆
26-0018	農事組合法人 館島田生産組 合	角田市島田字瀬上二二番一	角田市尾山字校前一六二番ほか二筆
26-0019	農事組合法人 館島田生産組 合	角田市島田字瀬上二二番一	角田市枝野字高島一〇三番ほか六筆

26-0020	森 勝宏	角田市尾山字荒町五二番一	角田市尾山字五反田二二六番ほか一筆
26-0021	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市島田字島田西七九番ほか二筆
26-0022	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字五反田一五四番
26-0023	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字高橋九五番ほか四筆
26-0024	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字校前三〇番ほか三筆
26-0025	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字北谷地七〇番ほか一筆
26-0026	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字北根前八三番ほか三筆
26-0027	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字塩ノ作二七番ほか一筆
26-0028	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字台田八七番ほか二筆
26-0029	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字北根前一三二番ほか一筆
26-0030	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字源内原一番
26-0031	佐藤 竜治	角田市藤田字馬場一六七	角田市藤田字北谷地六八番ほか二筆
26-0032	佐藤 兵榮	角田市藤田字南中山六	角田市藤田字北谷地六七番ほか四筆
26-0033	星 光彦	角田市藤田字六角四一	角田市藤田字春日一八番ほか八筆
26-0034	渡邊 秀剛	角田市鳩原字瀬ノ木橋一九番	角田市鳩原字川前二番二四ほか六筆
26-0035	三品 典俊	角田市鳩原字上四二	角田市鳩原字川前三五番ほか一二筆
26-0036	渡邊 秀剛	角田市鳩原字瀬ノ木橋一九番	角田市鳩原字鳩原上四一番ほか一四筆
26-0037	佐々木安男	角田市梶賀字西二番五	角田市梶賀字南田一三番ほか四筆
26-0038	芳賀 光	角田市佐倉字一本木町五一	角田市梶賀字東四九番ほか一〇筆
26-0039	芳賀 光	角田市佐倉字一本木町五一	角田市梶賀字東六番ほか六筆

26-0040	遠藤 愷	角田市佐倉字一本木町四七	角田市佐倉字萱場二四八番ほか一四筆
26-0041	合資会社ばば 農場	角田市神次郎字東高野三	角田市佐倉字長田二〇一番ほか一筆
26-0042	緑川 昭造	角田市佐倉字佐倉町四二	角田市佐倉字萱場一〇三番ほか二筆
26-0043	伊藤 一成	角田市佐倉字一本木町四一	角田市佐倉字萱場二二六番ほか五筆
26-0044	菊田 徳彦	角田市佐倉字一本木町八	角田市佐倉字萱場二〇二番ほか一筆
26-0045	六戸 明美	角田市江尻字前原四〇番三	角田市岡字土浮二七〇番ほか二筆
26-0046	三瓶 隆一	角田市岡字新橋道下六九	角田市岡字内谷八七番ほか四筆
26-0047	中島 清利	角田市花鳥字花東八三	角田市花鳥字柳花一四〇番ほか二筆
26-0048	中島 清利	角田市花鳥字花東八三	角田市花鳥字柳花一七一番ほか八筆
26-0049	菊田 徳彦	角田市佐倉字一本木町八	角田市佐倉字高田一〇三番
26-0050	遠藤 浩司	角田市江尻字西浦三番一	角田市江尻字前原五番ほか五筆
26-0051	有限会社田吾 作	角田市君萱字針生一六	角田市君萱字長井戸三番ほか六筆
26-0052	有限会社田吾 作	角田市君萱字針生一六	角田市君萱字新田東一四一番ほか三筆
26-0053	三瓶 隆一	角田市岡字新橋道下六九	角田市岡字荒西四九番ほか七筆
26-0054	菊地三喜男	角田市高倉字鳥屋場一〇	角田市高倉字入ノ坊一二番ほか六筆
26-0055	菊地三喜男	角田市高倉字鳥屋場一〇	角田市高倉字上の松一四番ほか二筆
26-0056	井上 賢也	角田市高倉字野竹入三六	角田市横倉字宮西六五番ほか五筆
26-0057	堀米 秀敏	角田市高倉字手代木三三七	角田市横倉字後田二七番ほか四筆
26-0058	櫻場 正弘	角田市横倉字新田一六四番一	角田市笠島字川北五六番ほか二筆
26-0059	菊地三喜男	角田市高倉字鳥屋場一〇	角田市毛萱字新倉田三五番

26-0060	太田 正好	角田市佐倉字町裏一番一七一	角田市佐倉字上土浮五七番一ほか一〇筆
26-0061	森 勝宏	角田市尾山字荒町五二番一	角田市尾山字校前三六番ほか一筆
26-0062	鎌田美智雄	柴田郡大河原町字町一〇八	大河原町字東四六一番ほか一筆

○宮城県告示第五十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三條第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸名	地区名	指定区域
仙台湾沿	石巻漁港	魚町地区	次に掲げるイ点からラ点までを順次結んだ直線及びイ点とラ点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。
ラ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
イ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ロ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ハ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ニ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ホ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ヘ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ト	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
チ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
リ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ニ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ル	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ヲ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
カ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ワ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
レ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
タ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ツ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ソ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ネ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点
ナ	点	北緯三八度四分四二・一六三六秒東経一四一度一九分三二・八六一六秒	の地点

○宮城県告示第五十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十條第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

更する。
その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

整理番号	旧新別		路線名	終起点	重要な経過地
	新	旧			
一三三六	新	旧	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字弘川 本吉郡南三陸町歌津字白山	—
	旧	新	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字弘川 本吉郡南三陸町歌津字白山	—

○宮城県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十六年十二月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栗駒金成線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
栗原市栗駒深谷字南沢一番一地从先から 同市栗駒深谷青木田一番一地从先まで	一五・五 二九・〇	一五・五 二五・〇	—	二五・九

○宮城県告示第五十三号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。
平成二十六年十二月二十六日

新町	羽黒沢	新山沢	又次郎内沢	牛沢3	牛沢2	牛沢1	畑中沢	上平沢2	上平沢1	北沢2	北沢1	黒内沢	宮内沢4	宮内沢3	宮内沢2	宮内沢1	区域の名称
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象
角田市高倉打越、字新町	角田市毛萱字羽黒	角田市高倉字新山	角田市稲置字又次郎内	角田市高倉字牛沢	角田市高倉字牛沢	角田市高倉字牛沢	角田市笠島字畑中	角田市豊室字上平、川南	角田市豊室字上平、川南、小田字北沢	角田市小田字北沢	角田市小田字北沢、豊室字上平	角田市小田字暮坪	角田市小田字宮内、黒内、戸ノ内、福	角田市小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内、中島	角田市小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内、中島	角田市小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内	区域の所在地
																建設物の構造に必要の衝撃に耐えること	
																縦覧場所	
																宮城県土木部防犯課及び宮城大河原土木事務所	

宮城県知事 村井嘉浩

内沢	揚枝木沢	4 滑沢の沢	3 滑沢の沢	2 滑沢の沢	1 滑沢の沢	南足立沢	足立沢	滑沢	滑沢西の沢	北向沢1	神原沢1・2	神原沢1	2 馬場入沢	1 馬場入沢	1・2 南馬場入沢	1 南馬場入沢	戸ノ内	梅ヶ崎	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
柴田郡村田町大字足立字校内、寺入、元館、馬場前、六角前、湯内前、社地、神、館前	柴田郡村田町大字足立字揚枝木、滑沢、星城山	柴田郡村田町大字足立字滑沢	柴田郡村田町大字足立字滑沢、揚枝木	柴田郡村田町大字足立字滑沢	柴田郡村田町大字足立字滑沢	柴田郡村田町大字足立字滑沢	柴田郡村田町大字足立字滑沢	柴田郡村田町大字足立字滑沢	柴田郡村田町大字足立字揚枝木、滑沢	柴田郡村田町大字足立字北向	柴田郡村田町大字沼田字神原、馬場入、戸ノ内、姥沢、広窪山、滝の前、五斗蒔	柴田郡村田町大字沼田字神原、馬場入、戸ノ内、姥沢、広窪山	柴田郡村田町大字沼田字馬場入	柴田郡村田町大字沼田字馬場入	柴田郡村田町大字沼田字馬場入、神原、割石、戸ノ内、姥沢、中森山	柴田郡村田町大字沼田字馬場入、神原、割石、戸ノ内、姥沢、中森山	柴田郡村田町大字沼田字馬場入	角田市小田字戸ノ内、坊ヶ入	角田市高倉字手代木

片倉	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町大張川張字深掘
青葉南の1	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町大内字青葉南
川下の4	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町筆甫字川下一
杉ノ入	急傾斜地の崩壊	伊具郡丸森町大張川張字杉ノ入

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
竹ノ内沢	土石流	角田市稲置字竹ノ内、字又次郎内、字堤下、字中ノ内前	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
畑中	地すべり	角田市笠島字畑中	
押茂沢2	土石流	柴田郡柴田町大字上川名字押茂、館山、四軒屋道上、清水、下沢、大館山	
滝前沢1・2	土石流	柴田郡柴田町大字四日市場字法領、滝ノ前、川名沢、大字上川名字清水	
坂本沢2	土石流	柴田郡柴田町大字四日市場字坂本前、坂本	
鷺平下沢	土石流	伊具郡丸森町筆甫字鷺ノ平上、字鷺ノ平中、字鷺ノ平下、字鷺ノ平東	
塩ノ貝沢2	土石流	伊具郡丸森町字塩ノ貝、字空焼、字砂田	
桂の沢	土石流	伊具郡丸森町大張川張字桂沢、字一之畑、字沼尻	
杉ノ入沢	土石流	伊具郡丸森町大張川張字杉ノ入	

杉ノ入沢2	土石流	伊具郡丸森町大張川張字杉ノ入
-------	-----	----------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五十五号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 登米都市計画下水道
 - 2 名称 登米市公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
 - 石巻市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 石巻広域都市計画緑地事業
 - 2 名称 八号 防災緑地二号
- 三 事業施行期間
 - 平成二十六年十二月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

<p>一 収用の部分 宮城県石巻市渡波町三丁目、幸町、長浜町、松原町、渡波字浜曾根山、同字長浜、魚町三丁目 地内</p> <p>二 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第五十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十六年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 石巻市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 石巻広域都市計画道路事業</p> <p>一 種類 石巻広域都市計画道路事業</p> <p>二 名称 三・四・四十号釜大街道線及び三・三・十一号石巻工業港曾波神線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十六年十二月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>一 収用の部分 宮城県石巻市中屋敷一丁目、新館一丁目、新館三丁目、中浦一丁目、中浦二丁目、三ツ股二丁目、三ツ股四丁目、築山一丁目、築山二丁目、大街道南二丁目及び大街道南四丁目地内</p> <p>二 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第五十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十六年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 石巻市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>一 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>二 名称 石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>三 事業施行期間 平成二十六年十二月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>一 収用の部分 宮城県石巻市穀町地内</p> <p>二 使用の部分 宮城県石巻市穀町地内</p>	<p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。</p> <p>平成二十六年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十六年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 スクールアグリメントの購入 七千四百七十三ライセンス</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十六年十二月十八日</p> <p>四 落札者の名称及び所在地 富士ゼロックス宮城株式会社 仙台市青葉区五橋一丁目一番二十三号</p> <p>五 落札金額 二千八百二万一千九百五十六円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>

七 入札の公告を行った日 平成二十六年十一月七日

人事委員会

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一五―三十六

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第八条の四中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一六―三十五

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第六条の四中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 宮城県本吉郡南三陸町志津川字立沢

地 番	地 目		地 積		取用しようとする土地の面積
	登記簿	現 況	公 簿	実 測	
九二四番四	山林	山林	四六、二七九平方メートル	四六、二八四・二九平方メートル	一一二、九五七・六三平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

持分九七分の一

高橋 勝雄

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現七番地二

持分九七分の一

吉田 ちよ子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又八五番地三

亡吉田昭五 相続人

持分九七分の一

吉田 信吾

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現五九番地

持分九七分の一

熊谷 正雄

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現九八番地

持分九七分の一

熊谷 義政

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現九一番地
持分九七分の一

熊谷 義雄

宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作一番地一 志津川中学校グラウンド仮設住宅一―一

持分九七分の一

高橋 やす子

宮城県多賀城市鶴ヶ谷二丁目九番一六号

持分九七分の一

錦部 昭一

宮城県登米市迫町北方字大洞六九番地八

持分九七分の一

遠藤 茂

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝九五番地

持分九七分の一

菅原 としの

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又二七番地

持分九七分の一

佐藤 喜久夫

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又一七番地

持分九七分の一

高橋 幸司

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又七番地

持分九七分の一

吉田 榮六

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又八三番地五

持分九七分の一

菅原 嘉男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又九三番地一

持分九七分の一

吉田 清

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又九八番地

亡菅原安文 相続人

不明

ただし、

亡菅原安文 法定相続人

持分二九一分の一

菅原 安之

宮城県塩竈市錦町二〇番三二号

持分二九一分の一

菅原 嘉之

宮城県仙台市若林区六丁の目北町四番二〇―一六〇四号

持分二九一分の一

菅原 久美子

東京都八王子市大楽寺町三四二―一六白富士ハイツ二〇三

持分九七分の一

尾形 政明

宮城県多賀城市笠神五丁目一二番二一号

亡佐藤徳松 相続人

持分九七分の一

佐藤 香代子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一七番地一

亡高橋正治郎 相続人

不明

ただし、

亡高橋正治郎の法定相続人である次の者の全員又は一部の者

持分九七分の一

高橋 正平

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一番地

高橋 みのる

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三〇三番地

高橋 正子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢一九〇番地一 特別養護老人ホーム いこいの海あらと

千葉 美佐子

宮城県本吉郡南三陸町戸倉字雷前一六番地二

高橋 正彦

宮城県多賀城市山王字三千刈六番地の一七 クレールコートYUー一〇一号

渡邊 養二

宮城県仙台市太白区向山四丁目二番二〇号 ケヤキハイツ一〇一

渡邊 涼子

宮城県仙台市太白区向山四丁目二番二〇号 ケヤキハイツ一〇一

渡邊 真治

宮城県仙台市太白区向山四丁目二番二〇号 ケヤキハイツ一〇一

持分九七分の一

高橋 東男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢一九〇番地一 特別養護老人ホーム いこいの海あらと

亡萩野徹雄 相続人

持分九七分の一

萩野 弘昭

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一八一番地二

持分九七分の一

遠藤 吉徳

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一六四番地二

持分九七分の一

高橋 嵩

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一四二番地

亡佐藤善治 相続人

不明

ただし、

亡佐藤善治 法定相続人

持分五八二分の一

佐藤 善文

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一八七番地

持分五八二分の一

佐藤 善徳

宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山一〇六番地

持分五八二分の一

齋藤 はつよ

宮城県気仙沼市三日町三丁目一番一号 市営六〇二

持分五八二分の一

西村 かおる

神奈川県横浜市金沢区富岡西七丁目四二番一五号 第一伊勢山荘五号

持分五八二分の一

北沼 はつ子

宮城県仙台市泉区寺岡三丁目五番地の一〇

持分二七一六分の一

花曲 雅子

神奈川県川崎市川崎区桜本二丁目四四番一〇一二〇五号 サニーパレス

持分八一四八分の一

中武 綾子

鹿児島県鹿児島市皇徳寺台三丁目三九番一号

持分九七分の一

遠藤 忠

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一五五番地

持分九七分の一

遠藤 清喜

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一五四番地

持分九七分の一

遠藤 えい子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一五三番地

持分九七分の一

遠藤 民興

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二八三番地一

持分九七分の一

佐藤 宣世

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一九二番地四
 持分九七分の一
 佐藤 さつき
 宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢一九〇番地一
 特別養護老人ホーム いこいの海あらと
 持分九七分の一

高橋 梅太郎

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一九二番地二
 持分九七分の一

三浦 文好

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一八八番地
 持分九七分の一

遠藤 弘治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一一六番地三
 持分九七分の一

高橋 福德

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一九七番地一
 持分九七分の一

菅原 新吾

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二一四番地一
 持分九七分の一

高橋 徳治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二七番地一
 持分九七分の一

遠藤 正一

兵庫県神戸市東灘区魚崎北町四丁目一三番一四号
 持分九七分の一

佐藤 泰治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二五九番地二
 持分九七分の一

高橋 キリヨ

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二六一番地
 持分九七分の一

持分九七分の一

日野 進

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二〇九番地一

亡遠藤登喜夫 相続人

持分九七分の一

遠藤 久

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二一三番地
 持分九七分の一

三浦 重官

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二六四番地一
 持分九七分の一

高橋 照男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二六三番地二
 持分九七分の一

高橋 正

宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目一五番地五
 持分九七分の一

日野 重喜

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二四二番地
 持分九七分の一

三浦 盛

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二六七番地一
 持分九七分の一

亡日野重貞 相続人

不明

ただし、

亡日野重貞の法定相続人である次の者の全員又は一部の者
 持分九七分の一

原品 ルリ

宮城県仙台市若林区三百人町一四三番地 陽光ハイツアー一〇一
 佐々木 ひろみ

三重県四日市市大字西阿倉川一四九〇番地二一 アップルパーク一〇三号

日野 嘉浩

住所不明 ただし、判明した最終の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二三九番地」

日野 嘉徳

住所不明 ただし、判明した最終の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二三九番地」

亡佐藤正七 相続人

持分九七分の一

佐藤 善文（再掲）

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一八七番地

亡高橋孫三 相続人

持分九七分の一

高橋 正弘

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二五六番地二

持分九七分の一

高橋 善壽

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二八八番地

持分九七分の一

高橋 正和

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三〇一番地

持分九七分の一

三浦 善勝

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二五番地一

持分九七分の一

高橋 きよこ

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二一五番地

亡遠藤源作 相続人

持分九七分の一

遠藤 元子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二一番地一

持分九七分の一

三浦 勝典

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢一九四番地三

持分九七分の一

錦部 榮二

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二三五番地一

持分九七分の一

三浦 善作

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二〇八番地

持分九七分の一

吉田 まつの

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又八九番地

持分九七分の一

高橋 正吾

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝九番地二

持分九七分の一

三浦 萬

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一八四番地三

持分九七分の一

錦部 久紀

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝二三番地七

亡日野昭 相続人

不明

ただし、

亡日野昭の法定相続人である次の者の全員又は一部の者

持分九七分の一

日野 あけみ

東京都江戸川区東小岩三丁目二四番一―号

日野 勝

東京都武蔵村山市中原一丁目三番地の三

日野 昭彦

東京都武蔵村山市本町二丁目二三番地の一―

及川 敬子

宮城県大崎市古川駅前大通五丁目四番一五号 秀岳ビルーハッピー美谷室

日野 啓喜

山形県山形市飯田西四丁目一〇番三五号ハイツ神尾一〇二号

持分九七分の一

吉田 繁男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二〇四番地二

持分九七分の一

吉田 孝吉

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又四四番地一

持分九七分の一

高橋 一男

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現二番地

持分九七分の一

遠藤 裕子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一三八番地一

持分九七分の一

遠藤 春喜

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二七番地一

持分九七分の一

遠藤 常喜

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二八二番地

持分九七分の一

吉田 政弘

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現六三番地三

持分九七分の一

遠藤 長也

宮城県登米市南方町鴻ノ木三五番地一 イオン南方跡地二期仮設住宅二七号棟九

持分九七分の一

高橋 貞彦

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三〇二番地

持分九七分の一

三浦 信雄

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二七四番地

持分九七分の一

佐藤 妙子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又二三番地

持分九七分の一

熊谷 敏

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現九六番地二

持分九七分の一

遠藤 強

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又三〇番地一

持分九七分の一

菅原 三千子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一九五番地一

持分九七分の一

日野 正亮

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢四四番地四

持分九七分の一

熊谷 幸治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現八六番地

持分九七分の一

高橋 長義

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三〇三番地

持分九七分の一

錦部 育美

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一九一番地

持分九七分の一

高橋 敦子

宮城県登米市南方町雷一七八番地六

持分九七分の一

高橋 晃二

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又九番地

持分九七分の一
 佐藤 さき子
 宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一九八番地
 持分九七分の一

吉田 弥四治

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現五六番地

持分九七分の一

川上 かつよ

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又五番地

持分九七分の一

熊谷 清孝

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現八四番地二

持分九七分の一

荻野 貴

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇番地五六

持分九七分の一

佐藤 浩

宮城県本吉郡南三陸町志津川字平貝一八二番地五

持分九七分の一

日野 重徳

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二四〇番地一

持分九七分の一

阿部 宮子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字権現六六番地一

持分九七分の一

佐藤 正志

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二二番地三

持分九七分の一

佐藤 市治

東京都江戸川区西葛西五丁目一〇番二六一四二六号

持分九七分の一

遠藤 孝一

宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目二番地一八

持分九七分の一

本間 優子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館九八番地

持分九七分の一

高橋 隆

宮城県仙台市青葉区川平二丁目二〇番二三号

持分九七分の一

日野 しん子

宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二三四番地一

持分九七分の一

吉田 一

宮城県本吉郡南三陸町志津川字北の又一〇〇番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十六年十二月八日

○宮城県収用委員会告示第二十三号

国土交通大臣起業の一般国道四十五号改築工事及びこれに伴う普通河川及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件(国道四十五号立沢事件)について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十六年十二月二十六日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 日時 平成二十七年一月二十六日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第二十四号

国道四十五号立沢事件について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県収用委員会

一 通知すべき書類

平成二十六年十一月十八日付け宮収第四十四号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

日野 嘉浩 住所不明 ただし、判明した最終の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二

三九番地」

日野 嘉徳 住所不明 ただし、判明した最終の住所「宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二

三九番地」

○宮城県収用委員会告示第二十五号

鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六條第三項の規定に基づき送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるの
で、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県収用委員会

一 送達すべき書類

平成二十六年十一月十日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

二 送達を受けるべき者

久保 美恵子 Rua Moacir Avidos, 592 Apartamento 1102-Pr Corner-Victoria-Espirito Santo
Brasil